

草加八潮

工業団地の竣工式

埼玉県の産業の発展と県南東部の工業団地の開発を図るため、草加八潮地区の工業団地造成土地区画整理事業は、昭和三十八年着工以来五年有余の年月を掛けてこのたび完成しました。

この事業は、県勢の調和ある発展と豊かな県民生活を実現するため埼玉県総合振興計画の一環として、東部第一工業用水道事業とあわせて行なわれたもので、埼玉県が土地区画整理事業方式により工業団地を造成したのもとして、画期的な事業です。

竣工式は九月二十七日午前十時 八潮町は地理的に首都圏の一環として大きな影響を受け変ぼうを埼玉県知事、草加市長、八潮町長 続けていますが、特にこの工業団地のほか県下より来賓多数が列席し、東武鉄道伊勢崎線、地下鉄日比谷線及び国道四号が走り、企業



の立地条件として恵まれた地域です。

これを自然のままに放置すればスプロール現象が生じ、收拾のつかない混乱を招ねく事になりかねません。

このために、用途地域を定め、道路、公園緑地、それに排水施設を完備し、計画的配置により、健全な地域社会が維持できるよう、工業団地の誕生を見たとです。

これらはこの工業団地が、八潮町の産業発展に大きく貢献することでしょう。

きびしくなる

規制の基準

人命尊重に公害二法

大気汚染防止法と騒音規制法が第五十八通常国会で、公害対策基本法の実施法として成立しました。この公害関係の二法は、人命尊重、社会開発という見地に立つてつくられたもので、見地行政をすすめる上で、大きな力となることが約束されています。

そこで、こんど成立した「公害二法」のあらましを説明しましょう。

○きびしくなる排出基準
ばい煙による公害の防止は、い

ままでは、ばい煙規制法によって規制されています。

しかし、これでは大気汚染度の急激な上昇をやらねばならないことも、汚染防止の根本的な対策にはならず、大気汚染を防止することが期待できなくなりました。

いうまでもなく公害二法については政令、施行規則等が制定されています。詳細はわかりませんが、規制の内容は今までよりかなり強いものとなります。

主な改正点はつぎのとおりです
○環境基準の設定
環境基準とは、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい、環境上の大気汚染度の基準のことです。

○排出基準の設定
従来の排出規制基準が変更され特に煙突の高さによって新しく基準が決められます。

○指定地域の指定基準の拡大
指定地域の指定条件として、汚染が予想される地域も対象となります。

○自動車排出ガスの規制対象に
つきに騒音規制法についてですが、騒音規制は従来、地方自治体の個有事務として、各都府県等で条例を規制していましたが、このたび法制化されたものです。

税のあらまし

土地を売った場合の所得

(譲渡所得)

一、譲渡の時期

○農地以外は契約の日。

○農地については原則として、農地法による県知事の許可のあった日

右の日が昭和四十三年一月一日から、十二月三十一日までになつていゝものは、昭和四十三年年度の譲渡所得になります。

二、譲渡所得の計算と申告
売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

但し、取得してから三年以内に売ったものについては二分の一にはなりません。

全国秋の交通

安全運動

10月11日—20日

あなたは今

安全運動をしていますか

さあ青だ。

いやもう一度左右。